JA奈良　オートオークション運用規定

2010年 7月　一部改定
2010年 8月　一部改定
2010年 9月　一部改定
2010年10月　一部改定
2010年12月　一部改定
2012年 4月　一部改定
2013年 4月　一部改定
2014年 4月　一部改定
2016年 5月　一部改定
2017年 4月　一部改定
2017年 7月　一部改定
2019年 4月　一部改定
2019年 9月　一部改定
2020年 9月　一部改定
2024年 9月　一部改定

■ コーナー・手数料・搬入締切・検査

消費税別価格

コーナー名	出品Ｎｏ	出品料	成約料	落札料	商談落札料	搬入締切	検　査
スタートダッシュ	3001～	¥4,000	¥10,000	¥8,800	¥12,000	水曜20時	通常検査
0→5　※１	4001～	¥3,000	¥10,000	¥8,800	¥12,000	金曜17時	専用検査
スマイル	1～	¥6,800	¥10,000	¥8,800	¥12,000		通常検査
初出品	6001～	¥5,800	¥10,000	¥8,800	¥12,000		通常検査
0円売切り　※２	1001～	無　料	☆	¥7,000	受付不可		専用検査
現　状　※３	9001～	¥8,800	¥10,000	¥8,800	¥12,000		専用検査
ディーラー	7001～	¥6,800	¥10,000	¥8,800	¥12,000		通常検査
中型	5501～	¥7,800	¥12,000	¥10,000	¥13,000		通常検査
大型		¥10,000	¥15,000	¥12,000	¥15,000		通常検査

当　日	スマイル	2001～	¥6,800	¥10,000	¥8,800	¥12,000	当日12時	通常検査
	ディーラー	8001～	¥6,800	¥10,000	¥8,800	¥12,000		通常検査
	現　状	9101～	¥8,800	¥10,000	¥8,800	¥12,000		専用検査

※１～３ 専用検査を実施するコーナー規定参照

■ コーナー定義

コーナー名	出品Ｎｏ	コーナー定義
スタートダッシュ	3001～	新規搬入車輌のみ。台数限定有り
0→5　※１	4001～	0円スタート5万円以上での自動売切り　5万円までの調整は可能
スマイル	1～	スタートダッシュ締切後の搬入車輌
初出品	6001～	オークションに3ヶ月以上出品歴の無い車輌　再出品は1回 （インターネットＡＡ・出品取消・未セリ車　は除く）
0円売切り　※２	1001～	0円スタート完全売切り
現　状　※３	9001～	現状車輌・不動車輌　等
ディーラー	7001～	ディーラー会員のみ出品可
中型・大型	5501～	①参照

当　日	金曜　17時以降の搬入車輌

※１～３ 専用検査を実施するコーナー規定参照

【注意事項】

☆　0円売切りコーナーの成約料は成約金額が ￥12,000 を超えた場合は ￥7,000となります
- 検査付車輌が成約の場合、成約料が+￥2,000となります
- 記念・イベントＡＡ時は搬入締切時間が異なります
- コーナー変更（再出品の場合）は火曜日17時が締切となります

①　中型・大型コーナー　４ｔベース車以上
サイズ 長さ5.5m以上、幅1.9m以上、高さ3.1m以上のいずれか
(2ｔワイド、2ｔロング、積載車、コースターなども)
※ＪＵ奈良判断により普通車と共に展示が困難であると判断した車輌
※大型サイズ車輌は全てこちらのコーナーでの出品となります
他のコーナーへは出品できません(事故現状車、不動車含む)
※中型・大型コーナーにご出品の際は、出品票に車検証、一時抹消謄本、
予備検査証のいずれかの写しを添付して下さい

■ 出品車輌について

出品不可車輌	永久抹消登録（法第15条）車輌 現時点で輸出抹消登録（法第15条の2）されている車輌 現時点で事業用登録されている検査付車輌（緑ナンバー車　黒ナンバー車） 特装車輌等で下もの（車輌ベース部分）と上もの（特装部分）に 個々の書類の完備が登録の条件となる車輌　　例）タンクローリー車 等 （但し、「特装部分書類なし」の出品申込書への明記で出品可） 所有権移転に法的問題がある車輌 主要部品が取外されリサイクル法に従う処理が適切であると判断される車輌 車検付車輌で自賠責保険の無い車輌 車内及び荷台に不用物等が積込まれている車輌 プレート・封印が適正に取り付けられていない車輌（軽自動車は除く）
出品店名義登録又は 抹消登録をした上で 出品が可能な車輌	差替え、又は再交付が困難である車輌 登録名義人が死亡している車輌（遺産相続対象車輌） 地域により登録手続きが異なる車輌
福祉車輌の取扱	身体障害者用車輌ならびに福祉用車輌につきましては 出品申込書への明記が必要となります ※消費税非課税手続きについては18ページ参照
現状車　完全不動車の取扱	「現状車コーナー」のみに出品可（但し、大型車輌を除く）

■ 年式

国産車輌 ・ 輸入車輌　共に車検証の初度登録年を年式とする

■ 検査の有無による出品形態

一時抹消出品	車検切れ車輌
検査付出品	車検の有効期限がＡＡ開催日当日までの車輌 書類の有効期限が翌月末日以上ある車輌 ※ＡＡ開催日の翌々月１日より車検有効期限の短い車輌を成約した場合 落札店よりの抹消依頼を受ける義務及び、納税証明書の添付が必要

■ 修復歴及び骨格の基本定義

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。
   また、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は、骨格としない。
   「溶接」にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けされているものを含む。

	骨格部位	修復歴の判断基準	修復歴とならないものの補助規定
1	**クロスメンバー** （フロント・リヤ）	1） 交換されているもの 2） 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3） 亀裂があるもの	① 小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ② 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	**サイドメンバー** （フロント・リヤ）	1） 交換されているもの 2） 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	① コアサポートの先端部より前に位置する部分、 及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷 又はその修理跡があるもの ② けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③ バンパーステー取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④ 突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	**インサイドパネル** （フロント） **ダッシュパネル**	1） 交換されているもの 2） 外部又は外板を介して波及した凹み又は その修理跡があるもの	① コアサポートの先端部より前に位置する部分の損傷 又はその修理跡があるもの ② 小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	**ピラー** （フロント・ センター・リヤ）	1） 交換されているもの 2） スポット打ち直しがあるもの 3） 外部又は外板を介して波及した凹み又は その修理跡があるもの	① 一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ② ボディサイドシルパネルの単体部品交換時に生じるピラー 下部に溶接処理跡があるもの ③ シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによる ヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④ 1BOX車等のルーフパネルからステップまで一体として露出している パネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤ 小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	**ルーフ**	1） 交換されているもの 2） ピラーから波及した凹み又はその修理跡 があるもの 3） ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり 又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	**センターフロアパネル** **フロアサイドメンバー**	1） 交換されているもの 2） ピラーから波及した凹み又はその修理跡 があるもの 3） 破れ（亀裂）があるもの 4） 外部又は外板を介してパネルに凹み、メン バーに曲がり又はその修理跡があるもの	① 突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ② 小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	**リヤフロア** （トランクフロア）	1） 交換されているもの 2） パネル接合部に、はがれ又は修理跡が あるもの 3） 破れ（亀裂）があるもの 4） 外部又は外板を介して波及した凹み又は その修理跡があるもの	① リヤエンドパネル又はリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷が あるもの ② 小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③ スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、小さな破れ 又はその修理跡があるもの

① クランプ跡があるものは、「修復歴車である疑いが強い」ので注意深く検査し、骨格部位の損傷や修理の痕跡発見に努める。
その上で、「骨格部位に凹み・曲がり又はその修理跡がなく、かつ、修正機により修正された状況が確認できない場合」は、修復歴としない。
② 軽微な損傷（凹み、破れ等）が一つの部位に複数個有り、その損傷が近接もしくは連続している場合は、修復歴とする。
③ フレーム付き車や輸入車の一部等で、車種・構造の特殊性により上記判断基準をそのまま適用することが適切でないと判断される場合は、
主催商組の基準を暫定的に適用することができる。
④ 小さな損傷の大きさはカードサイズ未満とする。

■ 評価点および評価基準

評価点	走行距離	初年度登録後の経過月数	内容	内装	外装
S点	10,000㎞まで	12ヵ月まで	内外装とも良好な状態	A	A
6点	30,000㎞まで	36ヵ月まで	傷凹等が少々あるが加修対象とならないもの	A	A
5点	50,000㎞まで	********	・傷凹等があるが軽微な加修で済むもの ・内外装に軽微な補修跡があるもの	B以上	B以上
4.5点	100,000㎞まで	********	・傷凹等があるが多少の加修で済むもの ・内外装に多少の補修跡があるもの	C以上	B以上
4点	150,000㎞まで	********	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に補修跡があるもの	C以上	C以上
3.5点	********	********	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装に多少雑な補修跡あるもの	D以上 （どちらか一方がC以上）	
3点	********	********	・傷凹錆等の加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑なもの	D以上	D以上
2点	********	********	・傷凹錆腐食等の全体的な加修が必要なもの ・内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの ・上記3点評価車を上回る減点要因があるもの	E以上	E以上
1点	********	********	冠水車、消火剤散布跡車	×	×
R点	********	********	修復歴車、未修復車	E以上	E以上
ブランク	********	********	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車	*****	*****
注	①修復歴車で冠水車、または修復歴車で消火剤散布跡車の場合は「R1」とする。 ②検査不可能車（ボンネットフード、トランクフード、ドア等が開かないもの）は、検査不可能箇所を明記し評価点を付与する。（車台番号が確認できない車輌は出品不可） ③メーター交換車、ひょう害車は「持ち点車」（2点以上）扱いとする。 ④登録月の申告がない場合は、1月登録車とみなし評価点を算定する。 ⑤初年度登録後の経過月数は、初年度登録月を含む。				

キャブ交換歴の申告 及び 職権打刻の申告	キャブ交換の申告を行う場合、ディーラーでの交換及び交換記録の記録簿への明記が必要です 前記以外での交換修理は申告があってもR点評価となります 職権打刻の申告がなされていない場合R点評価となります

■ 内・外装補助評価点

外装評価

補助評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	小傷、小凹、良好な補修跡が少々あるもの
B	軽微な加修が必要なもの	・軽微な加修を必要とする傷、凹があるもの ・多少の補修跡があるもの ・軽微な錆等が少数まで ・ガラスにヒビ割れ、小傷があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	・加修を必要とする傷、凹があるもの ・補修波があり色ムラ、ボケが多少あるもの ・錆、腐食が多少あるもの ・交換を要するガラスの割れ、目立つ傷があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	・加修を必要とする大きな傷、凹が多数あるもの ・加修を必要とする錆、腐食が多数あるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

内装評価

補助評価	内容	目安
A	加修の必要がないもの	・軽微な清掃で戻るもの ・目立たない小スレ、小傷まで
B	軽微な加修が必要なもの	・清掃で目立たなくなる汚れがあるもの ・小さな破れ、コゲ、ビス穴等があるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
C	加修を必要とするもの	・清掃が必要なシミ、汚れがあるもの ・傷、破れ、コゲ、コゲ穴、ビス穴 ・ペイントがあるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
D	大きな加修を必要とするもの	・主要部品の交換が必要なもの ・欠陥部品が多数あるもの ・目立つ傷、破れ、コゲ、コゲ穴等が多数あるもの ・ペンキが付着しているもの ・異臭があるもの ・全体に錆が多数あるもの ・上記項目が複数ある場合は、評価が下がる場合がある
E	再生が容易でないもの	上記以上のもの

■ 評価点の上限基準

	基準	補足
5点上限	職権打刻車	国産車のみに適用
4点上限	色替え車	元色と異なる全塗装の場合のみに適用
3.5点上限	メーター改ざん車（＊）	
	走行不明車（#）	
	骨格部位以外の溶接部位交換車	リアフェンダー、サイドシル、リアエンドパネルラジエータコアサポート、 旧クロスメンバー等の交換車両に適用
	修復歴としなかった骨格損傷車両	骨格の小さな損傷で修復歴としない場合、 ラジエータコアサポート単体交換の場合に適用

■ 検査表示記号

部位	表記記号		適用レベル
ボディ バンパー	キズ	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	上記(A3)を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20cm×20cm程度の凹み
		U3	30cm×30cm程度の凹み
		U4	上記(U3)を超える凹み
	キズを伴う 凹み	UA1	カードサイズ程度のキズを伴う凹み
		UA2	20cm×20cm程度のキズを伴う凹み
		UA3	30cm×30cm程度のキズを伴う凹み
		UA4	上記(U3)を超えるキズを伴う凹み
	補修跡	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、または、再仕上げを要するもの
	サビ (外板)	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食 (外板)	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
	塗装	P	塗装に関する用語
	要交換	×	交換を要する損傷
	交換済	××	交換済みのもの
ガラス	キ ズ		目立つキズ
	飛 石		ボールペン先ぐらいのもの
	ヒビ割		500円玉程度のもの
	リペア跡		
	× 要		交換を要する損傷

■ ０→５コーナー

評価点	評価点の採点は行いません（修復歴判定は行いません）
セリ方法	全車 ０円 スタート ５万円以上で完全売切り ５万円未満での価格調整可能
クレーム受付	基本的にはノークレーム（０円売切り、０→５コーナー専用クレーム受付参照）

■ ０円売切りコーナー

評価点	評価点の採点は行いません（修復歴判定は行いません）
セリ方法	全車 ０円 スタート 完全売切り ノーコール車輌は流札（流札車輌の商談受付不可）
その他	初回出品に限り出品料無料（但し、２回目以降の出品については 出品料２，０００円） 成約金額が１２，０００円を超える場合は成約料７，０００円）
クレーム受付	基本的にはノークレーム（０円売切り、０→５コーナー専用クレーム受付参照）

●車輌状態により出品を、お断りする場合があります。

●セールスポイント、注意事項申告欄についての不具合等、瑕疵以外の記入は削除します。

■ 初出品コーナー

クレーム受付	ＡＡ当日を含め5日17時30分まで
コーナー義務違反	キャンセル時　￥５０，０００ ＋ 手数料 ＋ 陸送代 値引き時　　￥５０，０００　　（落札店より選択できるものとする）

■ 現状車コーナー

現状車コーナーに出品されています車輌は、事故現状車輌ならびに不動車輌 等で構成されており
全て未修理又は未修理相当と判断された車輌です
又、部品等の不足・欠品が十分予想されます　（主要部品を除く）
本コーナーの性質上　クレーム受付範囲も大きく制限されております
応札されます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

本コーナーに出品されています車輌は、ドア破損、ガラス割れ 等により室内に雨水等の侵入が
十分予想され　又、落札車輌の保管状態によりその後室内に浸水することも十分予想されます
以上のことより、通常AA会場においての冠水歴車輌のクレーム受付期間が３ヶ月間という定めに対し
JU奈良AAの現状車コーナーの冠水歴車輌クレーム受付期間は「AA当日を含む５日間」と大きく制限されています
応札されます際は、十分な下見と冠水歴車輌クレーム受付期間に
大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

「ウインチマークスタンプ」ならびに「フォークリフトマークスタンプ」を検査員が押印する場合が
あります　本スタンプは、落札されました会員様の車輌搬出の参考にお役立ていただくことを目的としています
又、スタンプの押印基準は搬入時の搬入状態を基準としたものであり「車輪が転がる」等の状態を
保証するものではありません
応札されます際は、十分な下見を行いセリに参加してください
スタンプは、下記をご確認ください

	自走不可であるが車輪は転がる程度の状態で搬入された車輌 あくまでも参考程度にお考えください 「車輪は転がります」を保証するものではありません
	車輪が転がらず搬入された車輌 移動・キャリアカーへの積込みにはフォークリフトの使用が必要です あくまでも参考程度にお考えください

車輌状態により出品を、お断りする場合があります

主要部品とは、エンジン、MT、AT、デフとし欠品の場合クレーム受付期間は｢AA当日を含む5日間｣

■ その他の確認事項

〔プレート取り外し忘れ〕

抹消や名義変更等で落札店からのプレートの返送が必要な場合出品店責任として
返送手数料5,000円を出品店より落札店に支払います

〔成約車輌よりのプレート取り外しについて〕

成約決定時点で当該車輌は出品店より落札店に所有権が移転したものとみなします
出品店が出品申込書に未申告の内容についての物品（プレート等）の取り外しは出来ません

■ 搬入時の積込不可部品

下記に示すものは、紛失及び盗難の恐れが有りますので後日渡しの手続きを行ってください
積込まれた状態で紛失した場合出品店責任となりますのでご注意ください

出品時積込不可部品 （要後日渡し手続き）	保証書　整備手帳　記録簿　取扱説明書　カードキー　イモビキー　スペアキー ナビ・ＴＶ（容易に取外しが可能なもの）　リモコン　ナビロム　等

■ 通常以外の保管　指定場所・キーロック・キー預かり

下記の理由等により出品車輌を通常の出品Ｎｏ順に配置しない車輌

指定場所	未使用車等の理由により別途保管が適切と判断した車輌
キーロック	高額車または特別な装備が施された車輌はキーロック（施錠）し 保管させていただきます。 下見を希望される場合は、キー保管場所にて所定の手続きをしていただきますと キーを貸し出しさせていただきます。 下見終了後は所定の手続きを行い貸し出しキーを返却してください。
キー預り	特別なキー等が設定されている車輌は、施錠せずにキー保管場所にて 保管させていただきます。貸し出し等についてはキーロックと同等です。
キーＢＯＸ	スマートキー等、特別なキーにつきましては車輌内にBOX保管させていただきます。 キーBOXにつきましては、搬出口にて取り外させていただきます。

■ 出品車輌・落札車輌の保管について

ＪＵ奈良ＡＡに出品された（落札含む）車輌の保管期間（保管責任期間）は翌週火曜日１７時までです
尚、搬入時は出品が確定された時点より保管期間が発生します
保管期間中に発生した不具合ならびに業務中（検査及び場内移動）に発生した不具合について
ＪＵ奈良ＡＡは一切の責任を負いません

■ 下見・セリ参加

ＪＵ奈良ＡＡでの落札については下見による現車確認が基本となります
又、現車確認ができる箇所につきましてはクレーム対象外となります
セリに参加されます際は十分な下見を行い参加してください
外部端末よりセリに参加され下見をご希望されます会員様は下見代行サービス（有料）をご利用ください
ＡＡ開催日以外での下見をご希望されます会員様は事務局営業時間内にて
ＩＤカードをご提示のうえ下見申請を行ってください

■ 即落サポート　ご利用規約

【概要】
即落サポートとは、オークションで売買が成立しなかった出品車を、出品店が即落価格（希望価格）を設定し掲載、売買するシステムです。

当サービスにおけるすべての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなしJU奈良オークション規約を適用します。

※即落サポートで売れなかった車輌は、次回開催オークションへ自動再出品となります。

登録条件	未搬出の流札車輌 （訂正があった流札車輌は登録できません）
登録方法	搬出券に記入し受付カウンター申込BOXへ提出
受付	受付はセリ翌週火曜日の午前12時まで
公開期間	開催日セリ終了後から翌週木曜日午前12時まで
手数料	出品料（登録料）：無料／成約料：15,000円／落札料：15,000円（各税別）
搬出期限	成約日を含む4日以内午後5時まで
クレーム期限	成約日を含む5日以内午前12時まで
書類期限	成約日を含む10日以内午後5時まで
都合キャンセル	出品店都合キャンセル・・成約日の翌営業日午後3時まで
	（ペナルティ10万円＋全手数料＋諸経費）
	落札店都合キャンセル・・成約日の翌営業日正午まで
	（ペナルティ5万円＋全手数料＋諸経費）
その他	・清算については、該当開催分として計上いたします。
	・即落登録中の二重売りは全て出品店責任となりますので、ご注意下さい。
	・事務局休業期間中、または営業時間外は翌営業日を成約日といたします。

■ 代金の決済

〔落札車輌代金の決済〕

一般会員	オークション開催日を含め７日以内 翌週金曜日 １７時　金融機関休業時は前日
現金会員	オークション開催日を含め４日以内 翌週火曜日 １７時　金融機関休業時は前日

決済完了は当該ＡＡ事務局及び指定金融機関の銀行口座への着金が確認された時点とします
振込み手数料については送金側の負担とします

金融機関の振込み依頼書控え等での決済確認は行いません

〔出品店への成約車輌代金の決済〕

出品店に対する成約車輌代金の支払いは　原則、全成約車輌の必要書類決済完了日の翌金融機関営業日
とします　但し、ＡＡ開催日に全成約車輌の書類決済が完了した場合　原則、翌々金融機関営業日とします

出品店に未清算債務が有る場合成約車輌代金より相殺いたします

■ 成約車輌の書類決済

成約車輌についての書類は全国の運輸支局・軽自動車検査協会で登録可能なことが条件です

抹消車輌	軽自動車	検査証返納証明書 検査証返納確認書　Ｒ券
	普通車	一時抹消登録証明書　譲渡証明書　Ｒ券
検査付車輌	普通車	検査証　譲渡証明書　印鑑証明　委任状　自賠責保険　納税証明書　Ｒ券 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします
	軽自動車	検査証　ＯＣＲ又は申請依頼書　自賠責保険　納税証明書　Ｒ券 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします

車検付車輌書類の有効期限	ＡＡ開催月の翌月末以上の有効期限を有する書類

書類有効期限付出品車輌		書類有効期限が翌月末に満たない車輌でも　有効期限がＡＡ開催日を含む２１日以上あるものは出品申込書に記載があれば出品可能 出品申込書の書類有効期限欄に〇月〇日を記入 例）ＡＡ開催日 12月1日　書類有効期限　12月21日 ⇒ 可能
書　類　受　付		期限付にて成約した車輌の書類受付期間は　開催日を含む１０日目１７時 遅延対象日に到着が遅れる場合⇒翌月末まで有効の書類との差替えが必要
早期名変依頼 落札店了承	あり	出品店が10,000円（税別）を落札店に支払う
	なし	出品店が名変を行う ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの返却手数料 5,000円+ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ

書類決済期限	書類決済期限は、ＡＡ当日を含む１０日目１７時（翌々週月曜日１７時）

〔名義変更〕

落札店は名義変更を指定した期限内（通常は、翌月末日）に必ず完了してください
又、名義変更を完了した車検証のコピーにオークション開催数、出品番号、会員番号を明記のうえ
郵送又はFAXにて事務局に送付（送信）してください　その際の車検証コピー到着期限は翌月末日15時までです

又、出品店の仕入先の他AA等から10,000円を超えるﾍﾟﾅﾙﾃｨｰの請求があった場合、落札店は
その差額分も支払う必要があります
但し、他AA会場等発行の請求書（JU奈良AAが認めたもの）が必要です

名義変更コピーが事務局に到着していない場合および文字が不鮮明で確認が困難な場合があります
その際は、再送信のお願いをいたします

永久抹消につきましては登録事項証明書をもって名義変更完了コピーとします

所有権のみの変更は名義変更とは認めませんこの場合ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ20,000円が科せられます

〔抹消依頼〕

落札店が、車検付車輌の抹消登録を出品店に希望する場合以下の制約があります
尚、依頼受付期間はAA終了後１時間以内とします

①車検残がAA開催日の翌月末日以内の場合は、出品店は必ず抹消登録手続きを行わなければなりません

②車検残がAA開催日の翌々月１日以上の場合、出品店に強制することは出来ません
　但し、この場合出品店が抹消手続きを了承した時点で当該車輌はクレーム受付対象外車輌となります

〔保証書の欠品〕

保証書とは新車販売ディーラー発行様式に準じ保証継承が可能なもの

メーカー規定保証期間内の車輌	キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費 値引き時：5万円
メーカー規定保証期間を 経過している車輌	キャンセル時：ノーペナキャンセル＋諸経費 値引き時：2万円（低価格車は1万円）

〔取扱説明書の欠品〕

車輌成約金額	値引き額	
100,000円　以下	5,000円の値引き	キャンセル不可
200,000円　以下	10,000円の値引き	キャンセル不可
200,000円　超える	20,000円の値引き	キャンセル不可

取扱説明書とは車輌本体の説明書を指します　ナビや他オプションに対する説明書の有無は不問です
新車販売時に備え付けのものに加え、メーカーが純正部品として販売しているコピーも可とします
但し、汚れ等がひどく使用が困難なものは不可です

〔新車並行輸入車〕

製造年式と初年度登録年が違う場合、通関証明の添付が必要です
クレーム受付は書類発送後７日間

〔納税証明書の取扱い〕

落札店がAA開催日と同一年度内に車検満了を迎える落札車輌の継続検査手続を行うには
納税証明書（継続検査用）が必要となりますので添付をお願いいたします
当該車輌の車検満了日が名義変更期限より短い場合は譲渡書類と合わせて提出してください
譲渡書類に納税証明書の添付が無い場合で落札店よりの請求があった場合は請求した日より10日以内
に主催商組へ提出　尚、提出されない場合、ペナルティー1万円　以降1週間経過毎に1万円を加算

〔リサイクル券の取扱い〕

リサイクル料金は車輌価格とは別の取扱いとします
リサイクル料金預託済み車輌を出品されます際は出品申込書に必ずリサイクル料金を記入してください
記入金額は当該券【B券】に記載されている金額を記入してください
当該車輌成約時には【A券】【B券】を譲渡書類と同時に提出してください
出品申込書にリサイクル料金の記載が無い場合は車輌価格に含まれる処理となり追加精算は行いません
又、事務局にて再発行を依頼されます場合は手数料1,000円となります

〔落札車輌のリサイクル処理について〕

落札車輌のリサイクル処理に関しましては、必ず譲渡書類到着後
書類を確認のうえリサイクル法に従って手続きを行って下さい
書類到着前に落札店が対象車輌のリサイクル処理を先行して行われますと
出品店の書類手続き（自社名義変更 等）に制限が生じます
誤って落札店が先行してリサイクル処理を行い出品店より譲渡書類の手続きについて
制限が生じた旨のクレーム申告がなされた場合ペナルティーの対象となります
尚、落札店は誤った処理の復旧責任を負うものとします
また、出品店は発生した誤処理の解決に向けた全面協力を行うものとします
裁定はペナルティ規定⑯にて行います

■ 自動車税相当額の取扱い

JU奈良AAで落札された車輌が車検付の場合当該車輌の年度末までの
自動車税未経過引継ぎ分相当額（以下、「自動車税相当額」）は、AA開催の当月分は
出品店、翌月からは落札店の負担となります
JU奈良AAでは、AA開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店より
お預かりし（3月開催分は翌年度全額相当額）落札店の名義変更等の登録状況により次のように精算いたします

（抹消登録の場合）

抹消月に応じて預かり自動車税相当額を出品店・落札店に振り分けて精算いたします

（移転登録の場合）

名義変更確認後、預かり自動車税相当額を出品店にお支払いいたします
尚、その後同一年度内に抹消登録をした時はその通知（抹消登録証明書の写し）を抹消日の翌月２日までに
事務局に提出してください　出品店への残月分を請求し落札店にお支払いさせていただきます
期限を過ぎますと受付出来ませんのでご注意ください

〔自動車税相当額の二次精算について〕

名義変更後抹消登録を行った場合自動車税相当額の月割り精算は原則としてJU奈良AAで行います
抹消登録日の翌月より年度末までの相当額を出品店より落札店に戻す精算を行います
その場合抹消登録を行った日の翌月２日までに事務局で手続きを行ってください
この期間を経過しますと二次精算手続きを行うことが出来ません

■ クレーム

クレーム延長	クレーム延長条件を満たし事務局が受付を行ったもの 遠隔地　離島　／　北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、沖縄県 天変地異により輸送が困難と事務局が判断した場合 その他の理由により事務局が相当と判断した場合

■ 車輌搬出

〔搬出券の発行〕

落札車輌及び流札車輌を搬出されます際は、事前に搬出券の発行手続きが必要です
搬出券の発行の為の「搬出券発行端末」の操作には「ポスカード」が必要となります
又、大切な会員様の車輌を保管させていただいています保安上の理由により
一度発行されました搬出券を「搬出券発行端末」より再発行することは出来ません
搬出券の取扱については十分ご注意ください（原則、発行された搬出券のお預かりはいたしません）
尚、搬出券の再発行等の手続きは、事務局営業日の営業時間内とさせていただきます
夜間（事務局営業時間外）の搬出券再発行手続きは出来ませんので十分ご注意ください
再発行手続きの際は、身分証明書のご提示をお願いする場合があります

搬出券発行期間	ＡＡ当日　より　翌週火曜日１７時 まで

〔車輌搬出〕

落札車輌及び流札車輌を搬出されます際は、搬出券が必要です
保安上の理由により搬出券の無い車輌の搬出は一切行いませんのでご了承ください
又、搬出の際は室内及びトランク内を確認させていただきます

搬 出 期 間	ＡＡ当日１３時より　翌週火曜日１７時まで

〔 0円売切り・0→5コーナー 専用 〕

■ クレーム申し立て期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

評価点付	修復歴車	輸入車	多走行 低年式	低額車	走行不明車	商談落札	裁定基準

盗難車輌	無　期　限			キャンセル時ペナルティー10万円 ＋JU奈良AAが認める全経費
接合車輌	AA開催日含む3ヶ月			キャンセル時ペナルティー5万円 ＋JU奈良AAが認める全経費
冠水歴車輌	AA開催日含む3ヶ月			キャンセルペナルティー5万円 ＋JU奈良AAが認める全経費
走行異常	AA開催日含む6ヶ月	書類 発送日 含む 1ヶ月	AA 開催日 含む 6ヶ月	保証書・記録簿・他AAの出品歴等で 走行距離の異常を明示できるもの キャンセル時ペナルティー （出品店関与10万円・不関与5万円） ＋JU奈良AAが認める全経費 記録簿：ユーザー車検を除く 保証書：メーター交換の実施内容が明確なもの 交換日付と距離のみでは不可 書類から判明した場合は書類発送日含む1ヶ月 （車輌取引に関して授受される書類全て 車輌に付随している目視確認できるもの）
抵当権設定車輌 差押車輌	無　期　限			キャンセル時ペナルティー10万円 ＋JU奈良AAが認める全経費
消火器散布歴車輌	AA開催日含む3ヶ月			キャンセルの場合 ノーペナルティー＋JU奈良AAが認める全経費
規格外ﾐｯｼｮﾝ 規格外ｴﾝｼﾞﾝ 及び乗せ替え車輌	書類発送日含む1ヶ月			キャンセル時ペナルティー2万円 ＋JU奈良AAが認める全経費

年式・月	書類発送日含む7日	輸入車輌は国内での初度登録年を年式とする キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
車名	当日	キャンセルの場合ノーペナルティー
ﾄﾞｱ数・形状	当日	キャンセルの場合ノーペナルティー
ｸﾞﾚｰﾄﾞ	書類発送日含む7日	新車販売価格　誤記入グレード＞実グレード キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ 新車販売価格　誤記入グレード＜実グレード ノークレーム 存在しないグレードはノークレーム
4WD⇔2WD の違い	当日含む5日	キャンセルの場合ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
車歴 車検の有無	書類発送日含む7日	キャンセルの場合ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
型式 定員 排気量 Nox ﾃﾞｨｰﾗｰ車輌	書類発送日含む7日	存在しない型式はノークレーム バン等の定員：前列1列のみ（定員2～3名）の場合記載が必要 未記入箇所はクレームの対象外となります キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
ﾐｯｼｮﾝ違い	当日含む5日	シフト位置（フロア・コラム等）の誤記入において 存在しないものはノークレーム キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ コラム・ダッシュの違いもノークレーム
燃料違い	当日含む5日	キャンセルの場合ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
登録遅れ	書類発送日含む7日	6ヶ月以上経過車輌が対象となります キャンセルの場合ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
装備品	ノークレーム	注意事項申告欄及びセールスポイントに記載された装備品の不良等 （AWの純正、社外も不可。但し申告したAWがスチールの場合受付）

〔 登録20年経過車輌 専用 〕

本車輌の性質上、クレーム受付範囲も大きく制限されております。
応札されます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に大きな制限があることを承知の上セリに参加してください。

クレーム受付としまして、重大クレーム（規格外エンジン、規格外ミッション乗せ換え除く）と下記項目のみ受付とします。

■ クレーム申し立て期間・裁定基準

	クレーム受付期間	裁定基準
年式・月	書類発送日含む7日	輸入車輌は国内での初度登録年を年式とする キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
車名	当日	キャンセルの場合ノーペナルティー
ドア数・形状	当日	キャンセルの場合ノーペナルティー
グレード相違	書類発送日含む7日	新車販売価格　誤記入グレード＞実グレード キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ 新車販売価格　誤記入グレード＜実グレード　ノークレーム 存在しないグレードはノークレーム
4WD⇔2WD の違い	当日含む5日	キャンセルの場合ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
車歴 車検の有無	書類発送日含む7日	キャンセルの場合ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
検査証表記 内容の相違	書類発送日含む7日	存在しない型式はノークレーム バン等の定員：前列1列のみ（定員2～3名）の場合記載が必要 未記入箇所はクレームの対象外となります 長さ・幅・高さ・型式指定・類別区分相違及びなし　ノークレーム ダンプ土砂以外の未記入　ノークレーム 登録遅れ　型式改・構造変更の表示なし　ノークレーム キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
シフト相違	当日含む5日	シフト位置（フロア・コラム等）の誤記入において 存在しないものはノークレーム キャンセルの場合　ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ コラム・ダッシュの違いもノークレーム
燃料違い	当日含む5日	キャンセルの場合ノーペナルティー＋陸送費用（往復）のみ
装備品	ノークレーム	装備品の不良等(AW申告したAWがスチールの場合受付） 純正、社外違いノークレーム
セールスポイント欄 不良・有無	当日含む5日	ナビ付属品が後日送付のためナビ本体の動作確認ができない場合 部品発送日を含む5日
修復歴車	ノークレーム	
ディーラー・ 平行相違	ノークレーム	
機関・機構不良	ノークレーム	